

長野県工科短期大学校公的研究費の不正防止計画

長野県工科短期大学校公的研究費管理運営規程第6条に基づき、公的研究費の不正使用を防止するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1 機関内の責任体系の明確化

不正の発生する要因		対応する防止計画
公的研究費に関する責任の所在が不明確である。	研究費が研究者個人に配分され、組織としての責任の所在が明確でない。	責任者と責務を明確に定めた長野県工科短期大学校公的研究費管理運営規程を、ホームページ等で公開することにより機関内外に周知する。
	人事異動等による責任者の交代により後任者が十分な認識を有していない。	責任者の交代の際に事務局から十分な説明を行うよう徹底する。

2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正の発生する要因		対応する防止計画
研究費が公的資金であるという意識が希薄である。	研究者個人が獲得した資金であると思いつみ、備品や研究成果が共有されない。	新たに採択された研究者を中心に、公的研究費は国民の税金を原資とするものであり、その成果や購入物は、校内で共有されるべきものであることを説明する。
研究の目的や内容を他の教員が理解していない。	研究の進捗管理がずさんになり、予定していた研究成果が得られない。	校内の監査チームによる監査を毎年実施し、進捗状況や研究成果の発表方法等について研究者から聞き取りを行う。また、監査の結果をホームページで公開し、他の教員にも周知する。

3 適正な運営・管理活動

不正の発生する要因		対応する防止計画
物品購入について研究者が発注・検収を行っている。	業者との癒着が発生し、架空発注やプール金等、不適正な執行が行われる。また、研究目的と関係ない物品の購入が行われる。	長野県工科短期大学校公的研究費検収業務規程により、購入した全ての物品について、研究者以外の職員による検収を行う。また、校内の監査チームによる監査を毎年実施し、現物の確認や使用目的の聞き取り等を行う。
出張旅費の執行について研究者からの請求に基づき行っている。	カラ出張や旅行日程の水増し、実際のルートとは異なる請求が行われる。また、研究目的とは関係ない出張が行われる。	旅行命令票とあわせて、出張報告書、宿泊の領収書、航空チケットの半券、学会のパンフレットの写し等出張日程が確認できる資料の提出を求める。また、校内の監査チームによる監査を毎年実施し、出張内容の確認を行う。
非常勤雇用者、アルバイト等の雇用について研究者が行っている。	非常勤雇用者、アルバイトの出勤簿等の改ざん、カラ雇用、カラ勤務が発生する。	作業従事者本人が出勤表の各出勤日に押印するとともに全体について署名・押印し、研究者がそれを確認の上、署名・押印する。また、校内の監査チームによる監査を毎年実施し、雇用の内容の確認等を行う。

4 情報の伝達を確保する体制の確立

不正の発生する要因		対応する防止計画
公的研究費に関する窓口の所在が不明確である。	事務処理手続きや使用ルールについてどこに尋ねたらよいかわからず、不適正な執行が行われる。	校内外から相談を受け付ける窓口を事務局に設置し、それを公的研究費管理運営規程に明文化する。また、それをホームページ等で公開し、機関内外に周知する。
通報や告発を受け付ける窓口の所在が不明確である。	法令違反や不正行為等の告発が行われず、不適正な状態が継続する。	校内外から通報や告発を受け付ける窓口を事務局に設置し、それを公的研究費管理運営規程に明文化する。また、それをホームページ等で公開し、機関内外に周知する。

5 モニタリングの在り方

不正の発生する要因		対応する防止計画
国の制度改正等により、監査体制や不正防止計画が適正なものでなくなる。		監査実施要綱や不正防止計画について、常に見直しを行い、国の制度改正等を踏まえた内容に改正する。

附 則

この計画は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。